

学校において予防すべき感染症と出席停止について

呉武田学園呉港高校 校長 福田 薫

学校保健安全法第19条により、生徒が下記の感染症にかかった場合、学校での蔓延・流行を防ぐ為、出席停止の措置をとることができます。主治医の指示に従い、十分休養するとともに感染予防の為友人等との接触を避けてください。出席停止期間は、「出席すべき日数」から差し引かれます。

なお、病状が回復し登校する時には必ず医師の診察を受け、**治癒証明書（病名と出席停止期間が明記されたもの）**の記入を受けて、**担任に提出**してください。

平成24年4月1日改正

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱、ペスト、ラッサ熱 マールブング熱、急性灰白髄炎、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（SARS） 鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ H5N1 及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、または舌下腺の腫脹が発症した後、5日を経過しかつ全身症状が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2日経過するまで
第3種	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認められるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス 腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎、その他の感染症	医師によって感染のおそれがないと認められるまで

\*ただし、症状により学校医・その他の医師において、感染症の予防上支障がないと認められた時は、この限りではない

きりとり

治癒証明書 (保健室保管)

呉武田学園呉港高校校長様

年 組 番 氏名

\* 病名

\* 出席停止期間 月 日～ 月 日

上記の生徒は、他に感染のおそれがない状態になりましたので、登校しても差し支えないことを認めます。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印